

2014年10月1日

当社特許「エレクトロポレーション法による外来遺伝子導入法」に関する特許係争における勝訴のお知らせ

ネッパジーン株式会社  
272-0114 千葉県市川市塩焼 3-1-6  
TEL: 047-306-7222 FAX: 047-306-7333

2012年4月、株式会社ベックス（以下、「ベックス」）は、特許庁に対し、ネッパジーン株式会社（以下、「当社」）の特許第4713671号（2011年4月設定登録、発明の名称「エレクトロポレーション法による外来遺伝子導入法」）を無効にすることを求めて審判の請求をし、当社は主張立証を尽くしました。2013年12月、特許庁は、上記請求を審理した上、「本件審判の請求は成り立たない。」との審決を下し、ベックスによる本特許の無効を求める請求は認められませんでした。

その後2014年1月、当社は、ベックスより、知的財産高等裁判所にて上記特許庁の審決を取り消す訴訟の提起を受け、主張立証を尽くしてまいりました。審理の結果、知的財産高等裁判所は、2014年9月25日、ベックスの取消事由の主張にはいずれも理由がないとし、同社の請求を棄却し、訴訟費用を同社の負担とする判決を下しました。

この知的財産高等裁判所の判決につきましては、裁判所のHPにてご参照いただけます。

[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/492/084492\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/492/084492_hanrei.pdf)

このように、当社は、無効審判と審決取消訴訟において、特許庁および裁判所から、当社の主張の正当性を認めるご判断を頂きました。本書をもって、当社の実質的な勝訴をご報告申し上げます。

当社は、今後も、知的財産権制度を尊重し、理化学機器業界全体の発展にも寄与してまいり所存です。

つきましては、当社製品及び当社につきまして、変わらぬご高配を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

お問い合わせ先：営業部